全国老施協 新型コロナウイルス感染症 電話相談事業 実施要綱

1. 趣旨

全国老施協は、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の急拡大によって、極めて厳しい感染対策を強いられている高齢者福祉・介護の施設・事業所の皆様を支援するため、感染症について高い専門性を有する看護師(感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師(以下、「認定看護師等」という))による、「電話相談事業」を実施いたします。

2. 実施主体

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

3. 電話相談事業の対象

・ 「新型コロナウイルス感染症が発生した」又は「その疑い例が発生した」高齢者福祉・ 介護の施設・事業所の代表者(管理者、感染管理担当者等)

4. 電話相談事業の利用料

無料

5. 電話相談事業の内容

(1)主な相談内容

- ・ 感染症への対応方法の助言
- ・ 感染対策に関するワンポイントアドバイス 等

(2)実施期間

令和4年2月中旬から令和4年8月末まで(予定)

(3)実施時間

月曜から金曜、1日5時間(10時~12時、13時~16時) ※土日祝日除く

- ※ 実施日ごとに1名の相談員(認定看護師等)を配置する予定です。
- ※ 具体的な実施日は、全国老施協ホームページ「新型コロナウイルス感染症対策特 設ページ」(随時更新)でご案内いたします。

URL: https://is.gd/BVo00c

(4)電話相談の手順・方法

①一次受付

一次受付申込表 (様式1) に必要事項を記載の上、メールにて申し込みください。

一次受付 E-mail js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp

②電話相談

- ・ 上記5(3)の実施時間に、相談員(認定看護師等)から電話させていただきます。
- ・ 一次受付が多くあった場合は、ご連絡までに時間がかかる場合があります。

6. その他

- ・ 本相談で知り得た情報を、本相談対応の目的以外の目的に使用しないものとし、正当 な理由なく第三者に開示又は漏洩いたしません。
- ・ 本相談事業は、あくまでも助言・アドバイスを提供するに過ぎないものですので、施 設等における一定の結果や成果を保証するものではありません。アドバイスを参考に 行った行為の結果施設等もしくは第三者に損害が生じた場合でも、本会及び相談員に 故意または重過失がある場合を除き、その責任を負わないものといたします。

7. 本件に関する問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 事務局担当:松岡・吉沢・鳥塚

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

E-mail: js.covid-19soudan@roushikyo.or.jp 電話: 03-5211-7700

(注意事項) 新型コロナウイルス感染症の発生後の対応について

- ・ 「感染が疑われる者」と判断した後の緊急初動措置の原則は下記のとおりです。 (1)に記載の医療機関・受診相談センターや指定権者への報告・相談が重要です。 必ず情報共有を行っていただき、適切な指示を仰いでください。
- ・ <u>そのうえで、(2)への記載のとおり、相談センターからの指示が出てこない場合など、必要に応じて本電話相談事業をご活用いただけると幸いです。</u>

【参考】新型コロナウイルス感染症対応フロー(入所施設利用者/初動対応編) 全国老施協「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」https://bit.ly/3J80azi

緊急初動措置を発動 ((1)~(4)の全てを速やかに実施)

- (1) 情報共有・報告
 - ① 施設長等と嘱託医にすぐに報告 → 施設内で情報共有 → 組織的に対応開始
 - ② 医療機関・受診相談センター (以下「相談センター」) へすぐに電話し指示を受ける
 - ③ 指定権者、家族等、都道府県等老施協に報告
- (2) 「感染が疑われる者」に対しての対応をあらかじめ開始
 - ・ 相談センターは、すぐに電話がつながらない場合や、すぐに指示が出てこない 場合もあるため、「感染が疑われる者」に対してあらかじめ対応を開始する
 - ・ 対応は本人の個室隔離やゾーニングが最重要
- (3) 他への感染の可能性を確認
 - ・ 「感染が疑われる利用者」との「濃厚接触が疑われる者※」を特定
 - ※ 本人と同室・長時間接触した利用者、適切な防護なしに本人を診察・看護・ 介護したり、本人の気道分泌液等に直接接触をした職員
- (4) 居室及び利用した共用スペースの消毒・清掃
 - ・ 手袋を着用し、消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液等で清掃等